

令和3年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年10月8日(金)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午前10時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	5番 大太勇三委員 10番 関本五郎委員 16番 富田行博委員 19番 矢倉篤實委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

キ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午前10時30分

議長（田邊会長）

第7回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席番号4番の岩佐委員と議席番号6番の大縄委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、大太勇三委員、関本五郎委員、富田行博委員、矢倉篤實委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号43の泉から番号48の淀江町佐陀について一括して審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号43番、泉について説明します。申請地は、泉地内の農地畑1筆、3,322平方メートルの農地の贈与です。親族間で共有持ち分の贈与を行い、権利を取得しようとするものです。取得後の経営面積は変わらず100アールです。

番号44番の河崎について説明します。申請地は、河崎小学校の西にあります田1筆、72平方メートルの農地です。受け人所有農地に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は43アールです。

番号45番の皆生2丁目について説明します。申請地はゆうゆう一番館近くにある田1筆、3.3平方メートルの農地です。受け人農地に囲まれた農地を、この度、売買に取得しようとするものです。取得後の経営面積は52アールです。

番号46番の淀江町中間について説明します。申請地は大和保育園近くにある畑1筆、369平方メートルの農地です。この度合意され、近くで障害福祉サービスの事業所を運営する受け人が作業用のほ場として、農地法3条の例外規定により、贈与で農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は54アールです。

番号47番の淀江町佐陀について説明します。申請地は、国道9号と431号線の交差点の東に位置する畑1筆、241平方メートルの農地です。共有持ち分をこの度、贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は変わらず61アールです。

番号48番の淀江町佐陀について説明します。申請地は、大山どり西に位置する田1筆、954平方メートルの農地です。この度合意さ

れ、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は810アールです。

3条許可案件は以上6件です。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（田邊会長）

番号43の泉について、担当委員さんから補足があればお願いします。

尾坂推進委員

43番の議案について補足します。現地調査は9月17日、調査委員は関本農業委員、尾坂推進委員で確認しています。申請地は、泉にある畑1筆、3,322平方メートルの農地です。今回の贈与は、3分の1ずつ相続された姉妹のうち、お一人が亡くなられ、そのご遺族が機械もなく耕作できないということで受人世帯への贈与を希望されたことにあわせ、受人世帯でも、母から子への贈与を希望されるものです。今回の贈与で3分の2の所有権が移動になります。現地は耕作をこの受入の方が実質管理しておられますので、許可については問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

番号44の河崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

山中推進委員

44番については、問題ありません。

議長（田邊会長）

番号45の皆生2丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

45番について補足説明をします。本申請にあたり、8月21日に船越農業委員、影嶋推進委員と現地の確認を行いました。申請地は、前回の総会で審議された農用区域へ編入された土地です。米子市皆生地区の農地中間管理機構関連の農地整備事業が現在行われている場所です。ずっと以前にポンプ場からの配水、水を配るバルブが設置してあった3.3平方メートルの国の土地です。この度隣接する農地の所有者が購入され、事業実施区域へ編入するものです。については特に問題は無いものと考えます。

議長（田邊会長）

番号46の淀江町中間から番号48の淀江町佐陀について、担当委員さんから補足があればお願いします。

長澤推進委員

46番について補足します。これは、横にある土地を購入されるにあたって、その隣接地という事で購入されるものです。許可については問題無いと思います。

47番について補足します。この土地は、相続によって家族の方が相続された土地の一部という事で、二人以上の方が相続されておりましたが、今回受けられる方が全て管理しておられます。今回それを一つにまとめるという事で行いますので、問題無いと思います。

48番について補足します。この土地はこの隣にある作業場を持たれている方の農地として、それを売買されるという事で、一部として

入ったという事です。許可については問題無いと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。6ページ番号3の彦名町ごみ置き場の案件につきましては、8ページ議案第3号、番号61の彦名町から10ページ番号64の彦名町と関連しますので、後ほど5条案件の際に併せて審議します。それでは、番号4の陰田町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

小西農業委員

本件は、いつも見ていらっしゃる推進委員の佐々木委員さんをお願いします。

佐々木推進委員

4番の議案について説明します。場所は奥陰田で、米子西インターから300メートル以内の所です。転用目的は花用パイプ、堆肥等の資材置場を計画したものです。9月28日に小西農業委員、佐々木推進委員で現地確認をしています。造成計画は、現状のまま整地のみを行います。雨水は、地下浸透及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。農地区分は300メートル以内にインターチェンジのある農地で、原則許可の第3種農地に該当します。現場は、い

のししの被害が多発している場所で、本利用がベターであると思っています。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは8ページ、番号59の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

59番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅で、8月と9月の総会で了承をいただいた隣地の3区画目です。9月26日に井田農業委員、米澤推進委員で現地確認をしました。造成計画は、10センチから20センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁100センチを設置します。雨水の排水は、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書、仮登記名義人の同意を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に隣接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号60の富益町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田中農業委員

60番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、とみます外科プライマリーケアクリニックの既存施設の拡張で駐車場です。10月1日に泉委員、田中委員、矢倉委員、足立委員と事務局で現地確認を行いました。造成計画は10センチの盛土造成です。擁壁として、敷地境界にコンクリートブロック高さ15センチを設置します。雨水は、地下浸透及び既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用については問題ないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号61の彦名町から10ページ番号64の彦名町について、一括して審議します。なお、6ページ議案第2号番号3番の彦名町と関連しますので、併せて審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

公本農業委員

それでは説明します。画面を見ていただきますと、分かりにくい所ですけども、内浜産業道路の9区入り口の所から内浜バス通りを通り越して喜衛門川という農業用水に沿って約600メートルから700メートル入った所の畑です。転用目的は5条61番から64番までは一般住宅及び進入路です。それで先程の4条3番はその4軒の住宅のためのごみ置き場をで、進入路については、61番の譲受人が10分の1、62番の譲受人が10分の1、63番の譲受人が10分の4、64番の譲受人が10分の4ずつ持ち分を共有します。9月30日に公本農業委員、田口推進委員で現地確認を行いました。まず住宅4軒の被害防除計画ですが、造成計画は、最大40センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁90センチを設置します。雨水の排水について、新設する道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。続いて4条のごみ置き場の被害防除計画ですが、造成計画は、最大40センチの盛土造成を行います。擁壁として、コンクリートブロック高さ20センチを3段設置します。雨水については、自然流下後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。5件すべての案件について、隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、いずれの案件も住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号65の河崎から番号66の安倍について、一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

山中推進委員

65番の議案について説明します。詳細は議案のとおりです。転用目的は、分家住宅の敷地拡張で、カーポートの設置を計画したものです。造成計画は、10センチから20センチの切土、20センチから30センチの盛土造成を行います。擁壁として、コンクリートブロック高さ30センチを設置します。雨水について、敷地内溜桝から農業用用水路へ流す計画です。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

三島推進委員

66番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は資材置場です。5月30日に大縄農業委員、三島推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、15センチの盛土造成を行います。雨水の排水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地であり、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ番号67の上新印から番号68の二本木について、一括して審議します。

これは私から説明をさせていただきます。

67番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は一般住宅の建築です。9月30日に田邊農業委員、森中推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、20センチから30センチの盛土造成を行います。隣接境界に擁壁としてコンクリートブロック高さ20センチ2段積み又は3段積みを設置して土砂等の流出防止措置とします。雨水の排水について、宅地内から農業用の用排水路へ流す計画で特に問題はありません。汚水は、農業集落排水へ接続します。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。68番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場です。10月1日に田邊農業委員、能登路推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま、整地のみを行い利用いたします。雨水の排水は、地下浸透及び敷地中央に向けて緩やかな傾斜を設けて、雨水枡30センチ×30センチのものを設置して対策を行います。汚水の発生はありません。隣接農地はなく、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

すので、よろしくお願ひします。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませ

るか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すことと

します。

続きまして、番号69の尾高について審議します。担当委員さんからして説明をお願いします。

中本農業委員

69番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。この申請地は、大神山神社の近

くで、米子ハイツから西側の方に下り約500メートルくらいの所に位置しています。転用目的は、一般住宅です。10月6日に中本農業委員、尾坂推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、20センチから50センチの盛土造成を行います。敷地の周囲にコンクリートブロック高さ30センチから60センチを設置して土砂等流出防止の措置を行います。雨水は、既設の道路側溝へ接続して流す計画ですし、汚水は、農業集落排水へ接続します。隣接農地者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。以上のような事から、転用については問題ないと思われしますので、審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号70の淀江町中間から13ページ番号73の淀江町今津について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

長澤推進委員

70番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。机の上にA3の図面が置いてありますのでご覧ください。転用目的は店舗敷地です。本件は令和3年4月総会において、農振除外の意見照会があった案件です。10月6日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高100センチの盛土造成を行います。敷地の周囲にはL型擁壁高さ70センチから130センチ、北側の一部はコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内に排水の側溝及び各所に浸透枡を設けて既設農業排水路の2か所へ接続します。汚水は、公共下水道へ接続します。隣接農地はありません。実行組合の同意、佐陀川右岸土

地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

71番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地です。10月5日に富田農業委員、長澤推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、最低17センチ、最高28センチの盛土造成を行います。周囲に農地はありませんが、既存擁壁及び東側の一部はコンクリートブロックを設置して被害防除措置を行います。雨水は、4区画の敷地内から道路に埋設の排水管へ接続、北側市道側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、公共下水道へ接続します。隣接農地はありません。土地改良区も該当ありません。道路側溝のため地元自治会の同意を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

72番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は駐車場です。10月5日に富田農業委員、長澤推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、切土を5センチから10センチ程度の造成を行い、平坦に整地します。周囲に農地はなく、既存擁壁が北、東側にあります。勾配をつけて道路との高低差を5センチ程度設けるため、流出措置等問題ありません。雨水は、地下浸透及び溜桝45センチ×45センチを設置して既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、発生ありません。隣接農地はありません。土地改良区も該当ありません。実行組合の同意を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

73番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。10月5日に富田農業委員、長澤推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、最高30センチの造成を行います。敷地の周囲には農地はありませんが、西側、南側に既存擁壁があり、北側はL型擁壁高さ110センチを設置して被害防除措置を行います。雨水は、敷地内から既設の道路側溝へ接続する計画で問題ありません。汚水は公共下水道へ接続します。隣接農地はありません。土地改良区も該当ありません。道路側溝のため地元自治会の同意を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

小西農業委員

70番について2点あります。この店舗の種類は何ですか。それと賃貸料がすごく高額な賃貸料と思うのですが、どうでしょうか。

事務局（高田係長）

まず店舗の種類ですけども、マックスバリュというのはいオン系列の小売店舗でして、お酒であったり生鮮品であったりお弁当であったり、境港市にもある店舗です。賃料は面積が12,000平方メートルですので。期間は30年と聞いています。

高橋農業委員

賃料がにわかに信じがたい金額ですけども、間違いはないですか。それも30年。再度確認された方がいいんじゃないでしょうか。

議長（田邊会長）

ちょっと早急に確認してください。

今確認しますので、後で返事させていただきます。

その他に何かありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

ちょっと先に進んでおきますので、よろしくお願いします。

続いて、14ページ、議案第4号をお願いします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

議案第4号の非農地の認定議案について説明します。机の上に、資料として航空写真を置いていますのでご参照ください。それでは番号1から番号68まで一括して説明します。お手元の資料の1枚目は、詳細図の区画割りを示した全体図です。2枚目以降の番号1から5までが該当地を示したものです。写真で見えていただいてもおわかりいただけると思いますが、現地は岡成の傾斜地であり、現況も全て山林又は原野等の様相を呈しています。非農地として判断するのが適当ではないかと考えますのでご審議お願いいたします。

議長（田邊会長）

地元委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

今の非農地の認定ですが、お手元の写真のとおり原野又は山林と認定しております。実際に入ってみても、こういった状況ですので、早めに非農地認定をした方が良いのではないかという事で、今回挙げたものですので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

そうしますと、先程の件について報告してください。

事務局（高田係長）

5条の70番の案件の金額についてですが、確認しましたところ、総額に間違いは無いようです。

議長（田邊会長）

よろしいでしょうか。

小西農業委員

はい、了解です。

議長（田邊会長）

続いて、18ページ議案第5号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは利用権設定各筆明細について、21ページ番号

10-1から番号10-6を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。21ページ番号10-1から番号10-2は再設定です。番号10-3は新規設定です。番号10-4から番号10-5は再設定です。番号10-6新規設定です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

岩佐農業委員

籾付きで120kgで貰うという事でしょうか。

事務局（妹尾係長）

籾付きで貰うという事です。

岩佐農業委員

はい、分かりました。

議長（田邊会長）

よろしでしょうか。

その他に、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、25ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号10-1から32ページ番号10-26-2までを一括して審議いたします。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得 についてご説明いたします。25ページ番号10-1から32ページ番号10-26まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので24件、Dは期間満了による更新で2件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、35ページ議案第6号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは36ページ番号1から40ページ番号16までを一括審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。36ページ番号1から40ページ番号16は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

43ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、44ページから45ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、8件を受理し

ています。

次に、46ページから47ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について8件を受理しています。

次に、48ページから49ページの非農地現況証明について、4件を証明しています。

次に、50ページから51ページの農地転用現況確認書交付について、6件を交付しています。

次に、52ページから53ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、4件を証明しています。

次に、55ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、4件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

11月定例総会につきましては、11月10日（水）米子市役所401会議室での開催予定です。10月の農地相談は中止とします。また、11月以降の農地相談につきましては、情勢を見極めながら判断してまいりたいと思います。次に、10月分の活動実績報告書ですが、11月4日（木）までにご提出いただけますと助かります。令和3年度農業委員会特別研修会のご案内をします。11月5日（金）13時30分から15時45分、倉吉未来中心の小ホールで行われます。米子市農業委員会から15名を上限として参加の案内がありました。希望者は、10月20日頃までに事務局までお声かけください。希望者が少ない場合には、新任の方を中心にお声かけさせていただこうと思います。なお、移動につきましては、マイクロバスは使用しませんので列車等で各自移動していただきますようお願いいたします。JR往復相当

の交通費を研修会の数日後に支給します。私からは以上です。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

そういたしますと、これを持ちまして、第7回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午前11時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員